

富良野市内新設校統合準備委員会設置要綱

（設置の目的）

第1条 北海道富良野高等学校及び北海道富良野緑峰高等学校（以下「対象校」という。）を再編統合して設置する新設校（以下「新設校」という。）の設置に係る諸業務を円滑に推進するため、対象校統合準備委員会（以下「統合準備委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 統合準備委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象校の統合に関すること。
- (2) 新設校に関すること。
- (3) その他、統合準備委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 統合準備委員会は、対象校の校長等教職員をもって組織する。

- 2 委員長は、北海道富良野高等学校長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、北海道富良野緑峰高等学校長をもってこれに充てる。
- 4 事務局長は、北海道富良野高等学校事務長をもってこれに充てる。
- 5 委員は、対象校の教頭等教職員をもってこれに充てる。

（校長協議会）

第4条 統合準備委員会に校長協議会を置き、次の事項を所掌する。

- (1) 統合に係る基本的な方針の決定
 - (2) 関係機関等との調整
 - (3) 統括部会及び専門部会への指導・助言
 - (4) その他統合に関する重要事項の決定
- 2 校長協議会は、両校の校長の総意をもって事項の決定に当たる。
 - 3 校長協議会には、校長協議会長を置き、北海道富良野高等学校長をもってこれに充てる。

（統括部会）

第5条 統合準備委員会に統括部会を置き、次の事項を所掌する。

- (1) 統合に係る基本的事項及び方針並びに特色ある教育活動の協議
 - (2) 関係機関等との渉外
 - (3) 専門部会への検討事項の付託及び指導・助言
 - (4) その他統合に関する事項の協議
- 2 統括部会長は、北海道富良野高等学校教頭をもってこれに充てる。
 - 3 統括副部会長は、北海道富良野緑峰高等学校教頭をもってこれに充てる。
 - 4 統括部会員は、第6条第1項に規定する専門部会の部会長又は副部会長で構成する。

(専門部会)

第6条 統合準備委員会に専門部会を置き、次の事項について検討する。

- (1) 総務部会：学校運営全般、広報等に関する事。
 - (2) 教務部会：教育課程等、教務全般に関する事。
 - (3) 生徒指導部会：生徒指導、生徒会活動、健康安全等に関する事。
 - (4) 進路指導部会：キャリア教育、進路指導等に関する事。
 - (5) 財務部会：予算、施設・設備等に関する事。
 - (6) 農業特別専攻科部会：農業特別専攻科に関する事。
- 2 各専門部会の部員は、対象校双方の当該分掌に属する教職員数名で構成する。
 - 3 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は、それぞれ対象校の当該分掌の部長及び事務長をもってこれに充てる。

(運営)

第7条 統合準備委員会は、対象校の校長の合議により招集する。

- 2 統合準備委員会は、統合準備委員長が主宰する。
- 3 統括部会は、統括部会長が主宰する。
- 4 専門部会は、各部会長が主宰する。

(決定)

第8条 専門部会で作成した原案は、統括部会で調整の上、校長協議会において決定する。

(設置期間)

第9条 統合準備委員会の設置期間は、令和7年(2025年)3月末日までとする。

(委員等の任期)

第10条 統合準備委員会の委員並びに専門部会の部会長及び副部会長の任期は令和7年(2025年)3月末日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、北海道富良野高等学校に置く。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、統合準備委員会の運営に関し、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)10月1日から施行する。

令和4年(2022年)11月14日一部改正